二次的利用の 手数料について

平成28年1月15日 総務省政策統括官(統計基準担当)

1 現行の負担の仕組み

・ オーダーメード集計や匿名データの提供は、統計法により、実費を勘案した手数料(額は政令で規定)が課される

	調査票情報の提供 (統計法第33条第2号)	オーダーメード集計 (統計法第 34 条)	匿名データの提供 (統計法第 35 条)
利用者の範囲	行政機関等が行う統計作成等と 同等の公益性を有する統計作成 等を行う者(一般利用不可)	学術研究目的等	学術研究目的等
提供·委託事 務の流れ	①提供の相談 ②提供依頼申請書の事前相談 ③提供依頼・本審査 ④データ提供	①委託の相談 ②依頼申出書の事前相談 ③依頼申出書の送付・本審査 ④依頼書・手数料納付 ⑤統計の作成 ⑥データ提供 ※②に約1ヶ月、③~⑥に約2ヶ月 (統計センターWEB)	①提供の相談 ②依頼申出書の事前相談 ③依頼申出書の送付・本審査 ④依頼書・手数料納付 ⑤データ提供 ※③~⑤に約1ヶ月(統計セン ターWEB)
手数料(利用 料金)	無料	集計作業費用のみ(④~⑥のみ) 統計作成作業の費用一時間当たり 5900円+提供媒体費用+送料+特別 なシステムを作成した場合などの費 用(1~110万円 H21~26年度)	提供に要する直接的な費用のみ (④~⑤のみ) 共通的事務経費1850円+-ファイル当たり8500円+磁気媒体費用+ 送料) (平均4万円 H21~26年度)
負担の大きい 事務	②(提供対象の調査事項ごとの必要性など詳細な審査を行う必要) ※オンサイト利用により負担が小さくなる予定	①、②(一般の者は、すでに公表統計があるか、オーダーメード集計が必要かどうかわからない。また、統計表の作成についても、集計すべき属性・対象の範囲など技術的にどう依頼すればいいかわからない。)	①、②のほか、匿名データの作成 (データの有用性や秘匿性の検証 を行った上で基幹統計調査の場合 は統計委員会の諮問が必要)

2 これまでの検討経緯

- 第18回統計データの二次的利用促進に関する研究会(H26-12-18)
- 1 前回研究会(平成26年3月26日)で提示した論点
 - <u>利用目的によって利用料金に差</u>をつけるべきか(ビジネス目的と研究目的で差をつける、学生割引を 導入するなど)。
 - → 制度見直しに向け、更に論点を整理して検討を進める必要がある。
- 2 前回研究会等を踏まえた各府省等の意見

(行政リソース・手数料等)

- 自らが求めるデータ(集計表)について、どの統計調査を用いればよいのかもわかっていない利用者も多く、そこから<u>相談に応じる必要</u>がある。また、利用者の予算上の制約も関わってくるので、そのマネジメントもしている面もある。
- <u>利用料金が高いのではないかという利用者側からの指摘</u>に関しては、<u>職員を張り付けて対応</u>することを考えると、ある程度高額になる面も仕方がないと思われる。
- 学割など、<u>利用目的で料金を分けた場合</u>、その<u>適用の判断が難しい</u>場合があると思われる。また、<u>実</u> 費負担の原則との関係について考える必要
- 3 オーダーメード集計を利用した、又は、利用を検討した企業等の意見 【B社】利用料金は、当然安い方が好ましいが、<u>手間賃としては妥当</u>ではないかと思う。また、オーダー した集計表はマニアックな類(たぐい)なので、予め公表集計に入っていないことについても不満はない。 【D社】民間のコンサルティングに頼むと数百万円単位になることが多々あることに対して、オーダー
- 4 利用条件の緩和の基本的な方向性及び論点

メード集計の利用料金については安いと感じた。

○ 手数料の設定については、<u>作成に係る経費が一律</u>であることや、公平性の観点も踏まえ、<u>明確かつ簡易に行われるべきこと</u>に留意が必要であり、利用形態(利用目的・利用者等)によって<u>異なる料金設定の</u> <u>導入は当面見送る</u>こととしてはどうか。

- 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(H27-10-2内閣府統計委員会)
 - 8 公的統計の結果提供、二次的利用について
 - (3) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

また、<u>調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。</u>また、オンサイト利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要である。

- 統計委員会 第61回基本計画部会(H27-8-5開催)議事録(抜粋)
 - 〇中山委員 (オーダーメード集計の利用条件緩和の議論に引き続いた発言) それと、使う側にもメリットがあるわけですし、提供する側も手間暇も掛かったりするわけです。ですから、例えば費用を払ってもらうとか、そういうことも考えたらどうなのでしょうか。

○西村部会長 私が言ってしまうといけないのですが、まさにその点が極めて重要で、正当なコストをきちんと利用者に 払ってもらう、アカデミックの場合は、アカデミックディスカウントというのがあって、安くするのはある程度重要かもし れませんが、民間に関しては、当然のことですが、コストをしっかりと払っていただくということが必須になりますので、 今、中山委員のおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。

そのほか、オンサイトに関しても、実はすごくコストがかかるわけです。

それから、セキュリティーは、今の案で本当に大丈夫かと心配なところもあるのです。これを含めてセキュリティーにはもっとコストが掛かりますので、コストは、使う者、アカデミックであったとしても当然負担すべきですし、例えばアメリカにおけるセンサスのリモートアクセスのところに関しても、センサス局ではなくて、基本的には使う方が負担するという形になっています。

例えばセンサスの職員がこういったオンサイトにおり、その職員を雇うのもいわばこのオンサイトを運用する大学が負担するという形になっていますし、例えば日本で言えば科研費でそれをきちんと払ってもらうというような仕組みを作っていく必要があると思っています。

○廣松委員 特にオンサイトの件に関してコストとセキュリティーの面が大変重要であって、受益者が負担するというのは必要だと思います。ただ、恐らく完全な受益者負担というのでは成り立たない、すなわち継続的に運営はできないと思います。そうすると、どうしても政府の予算的な措置というのをお願いしないと成り立っていかないのではないかという気がします。その意味で、委員会としては、このオンサイトという新しい利用形態に関してサポートするという意味で、予算的な措置に関して政府に働きかけをお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

3 検討課題

オーダーメード集計や匿名データ提供について

- 利用者が企業の場合と学識者の場合の違い
 - ・額を利用者によって異なるようにするべきか ★
 - ・額を利用目的(営利か否か)によって異なるようにするべきか ★ ※他制度の手数料には、いわゆる「学割」はなく、負担できない者への軽減措置があ
 - るものあり
 - ※依頼者の資格要件がない本制度において、利用者によって額に差異を設ける法制上 の理屈が設定できるか
- 額自体の課題(額の基準など)
 - ※現行は、企業にとって"妥当or安く"学識者にとって"高い"との指摘
- 現行は負担を求めていないが、事務負担の大きい相談等の対応
 - ・相談事務の負担を求めるか
 - ※相談だけで実際にオーダーメード集計などに至らない場合は負担を求められない
 - ・付加的なサービス(例:きめ細かな相談等)の負担をどう考えるか
 - ・匿名データの作成の事務に対する負担をどう考えるか ★
- 利用の普及の促進と制約(各府省体制等)の面をどう考えるか
 - ★は、統計法上の整理が必要な課題

オンサイト施設利用など調査票情報の提供に係る利用について

- 利用者側の施設整備や通信費等以外の負担を求めるか ★
 - ・調査数やデータ量に応じた負担
 - ・利用期間に応じた負担
 - ※調査票情報の利用は、行政機関等による統計作成等と同等の公益性に 限られることにも留意
- オンサイト施設への利用の促進をどう考えるか
 - ※従来型をオンサイト施設利用型に変更を促す負担の在り方など

★は、統計法上の整理が必要な課題